

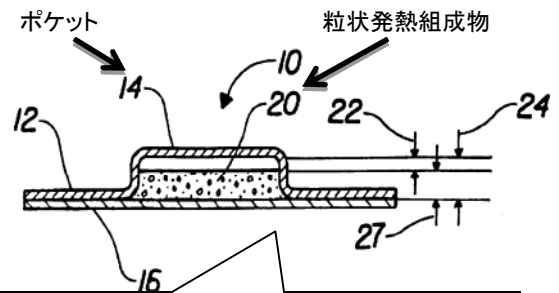
平成21年(行ケ)第10179号 審決取消請求事件  
 (進歩性判断における一致点/相違点の認定と阻害要因)

2014.12.13

担当: 小島 浩嗣

事件の概要

- 1995/6/29 US08/604,696 (パリ優先権基礎)
- 1996/6/14 国際出願 (特願平 09-504447)  
出願人: ザ プロクター アンド ギャンブル カンパニー
- 2005/5/17 拒絶理由通知 (§ 29②、旧 § 36⑤(2),⑥)
- 2005/11/24 意見書+補正書
- 2006/4/28 拒絶査定  
ヒートセル (使い捨てカイロ) の物理的要件 (粒状発熱体の充填率、セルの高さと表面積) は周知技術。セルの寸法・形状は設計事項。
- 2006/9/14 拒絶査定不服審判請求 (不服 2006-17844) + 手続補正
- 2006/12/26 前置報告書
- 2009/2/16 審決 (請求不成立)  
争点 1 : 一致点の認定 (ポケットの有無)  
争点 2 : 相違点の判断 (阻害要因)
- 2010/3/24 判決 (審決を取り消す)  
添付「争点、取消理由 1、2」

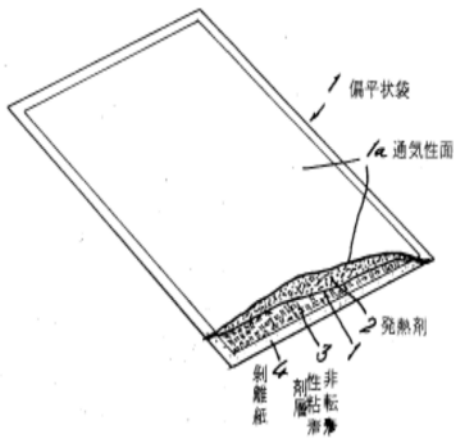


本願の特許請求の範囲

a	粒状発熱組成物を含有するヒートセルであって、
b	該粒状発熱組成物が、重量基準で、
c	a) 30%~80%の鉄粉;
d	b) 3%~25%の活性炭、非活性炭及びそれらの混合物;
e	c) 0.5%~10%の金属塩; および
f	d) 1%~40%の水
g	を含有し、
h	その際該粒状発熱組成物の粒子は少なくとも2つの向かい合った表面を有する統一構造に形成されたポケット中に組み入れられており、
i	その際少なくとも1つの表面は酸素透過性であり、
j	該粒状発熱組成物で充たされたときに充填容積及びセル容積を有し、
k	充填容積とセル容積の割合が0.7から1.0であり、
l	該割合はセル壁への特異な圧力の使用なしで維持され、
m	該ヒートセルの頂上は0.15cm~1.0cmの高さを有し、
n	該ヒートセルは40cm <sup>2</sup> 未満の全表面積を有し、
o	かつ前記粒状発熱組成物の粒子の少なくとも80%が200µm未満の平均粒度、好ましくは該粒状発熱組成物の粒子の少なくとも90%が150µm未満の平均粒度を有する。

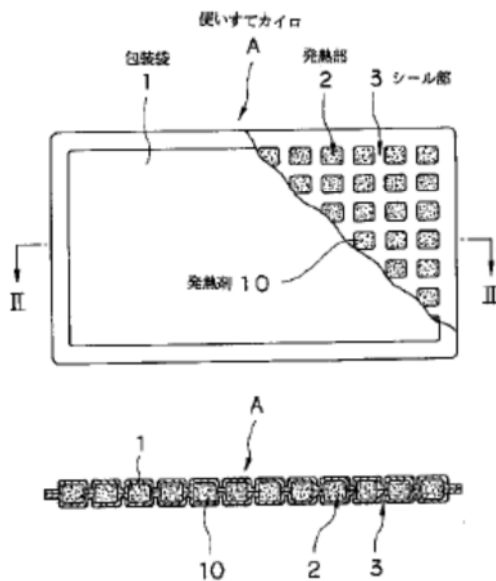
本願には図面なし。ファミリーからの CIP(US5,918,590) Fig. 3 から引用。

本件構成

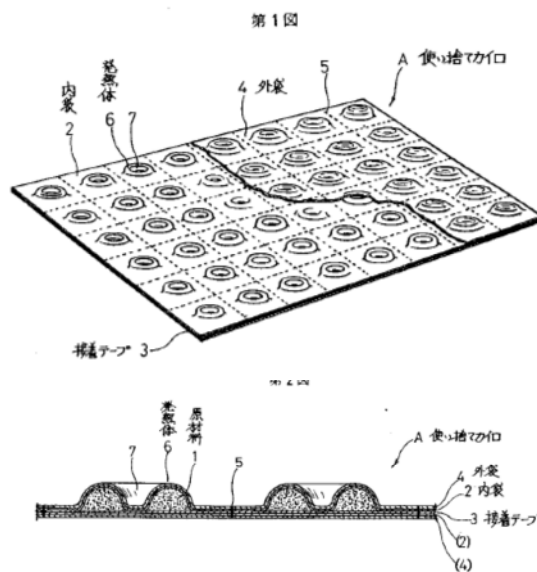


発熱剤 2 としては公知のように鉄粉を主体とし、これに水、保水材（木炭、パーミキュライトなど）、活性炭などの酸化促進剤および食塩などを配合したもので、具体的には 5.5 ~ 6.5 wt% 前後の鉄粉と 1.8 ~ 2.2 wt% の水、9 ~ 11 wt% の保水剤、3.5 ~ 4.5 wt% の活性炭、4.5 ~ 6 wt% 程度の食塩などが用いられ、その酸化による発熱温度を例えば最高 65℃、好ましくは 62 ~ 63℃で、平均温度が 50 ~ 55℃の如くに調整されたものである。上記配合において水が一般カイロより低いことは上記の如くで、又保水材は一般カイロの 7 ~ 8 wt% より高目のものである。

引用文献 1（特開平 02-149272）の図 2 & 明細書



周知例 1（実開平 06-26829）



周知例 2（実開昭 62-101518）

本願【0014】（ヒートセルの構造）

ヒートセルは、少なくとも 2 つの対面する表面、好ましくはフィルム層基材表面有する統一した構造に形成され、その際少なくとも 1 つの表面は酸素透過性であり、粒状発熱組成物で充たされたとき、充填容積、空間容積及びセル容積を有する。充填容積は、ここでは、充填されたヒートセル内の粒状組成物の容積を意味する。空間容積は、ここでは、最終ヒートセル中の粒状組成物により充填されずに残されているセルの容積を意味し、ヒートセルへの特異な圧力なしに且つ基材物質の付加的な伸びや変形なしに測定されるものである。セル容積は、ここでは、ヒートセルの空間容積と充填容積の和を意味する。充填容積とセル容積の割合は約 0.7 ~ 約 1.0、好ましくは…最も好ましくは約 0.9 ~ 約 1.0 であり、そしてさらに該ヒートセルの頂点は約 0.15 cm ~ 約 1.0 cm、好ましくは…最も好ましくは約 0.5 cm ~ 約 0.7 cm の高さを有する。

議論したい事項

- ❑ 教訓： 構成と効果が同じ（本願 vs. 引例）でも作用（動作原理）が異なれば反論可？
- ❑ 「本件構成」のサポートは十分？
- ❑ 引用文献 1 は主引例として適切か？・・・周知例 2 を主引例とする無効審判は？
- ❑ 禁反言 = 「充填容積とセル容積の割合がセル壁への特異な圧力なしで維持される」

以上